

TaxFlash



タックス・アムネ스티規則の施行

2017年9月11日、インドネシア政府はタックス・アムネ스티法の実施細則として政府規則 No.36/2017(以下「GR-36」)を公布しました。GR-36では、タックス・アムネ스티・プログラムに従って適切に開示または管理されていなかったとみなされ、結果として所得として扱われる特定の「追加」純資産に適用される課税に関する規則が規定されています。

GR-36の規則に該当する「追加」純資産は以下の通りに規定されています。

タックス・アムネ스티・プログラムに参加した納税者について

このシナリオでは以下の場合において、課税が行われます：

シナリオA

「追加」純資産がタックス・アムネ스티資産申告書(Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak、以下「SPHPP」)にて申告された場合(かつRedemption Moneyが例えば2%の徴収率で適用された場合)で、申告する納税者が以下のいずれかに該当する場合：

- a) 国内の「追加」純資産:インドネシア国内にて当該資産を3年間保有しなかった場合、または
- b) 国外の「追加」純資産:以下のいずれか:
 - タックス・アムネ스티・プログラム期間中(即ち、2016年12月31日または2017年3月31日まで)に当該資産をインドネシア国内に送還しなかった、もしくは
 - 当該資産をインドネシア国内に送還したが、インドネシア国内にて3年の期間において適切に投資・運用しなかった

これらの状況下では、「追加」純資産の全体価値は「課税ベース」を構成し、源泉分離課税(final income tax)の対象となります(以下参照)。

この規定下では、納税者が例えば国内の「追加」純資産100億ルピアを申告したが、3年以内に10億ルピアの資産がオフショアに譲渡された場合、100億ルピア全体が課税ベースを構成するものとみなされます。

シナリオB

「追加」純資産に関連する「情報」がSPHPPにて申告されていなかった場合、以下の通りに規定されています(以下の事項を含むが、これらに限られるものではない):-

- a) タックス・アムネ스티の直前の期間の純資産の変動が年次所得税申告書(AITR)にて申告され(一般的に2015年12月31日の申告)、タックス・アムネ스티以降に提出された(即ち、2016年7月1日)場合、AITRにて申告された純所得並びに追加資本は調整されない。

例えば、納税者が2015年12月31日のAITRを2016年8月に提出し、その中で純所得30億ルピア及び追加資本20億ルピアが申告されている場合、2015年の追加純資産は50億ルピアとなる。しかしながら、2014年と2015年のAITR間の純資産の変動が70億ルピアである場合、その差異20億ルピアは「追加純資産」として扱われ、課税ベースにも反映される。もしくは、

- b) 国税総局長官が、納税者提出のSPHPPに関して未申告の純資産が存在するとの見解を示した場合、国税総局長官はこれに対して追加のRedemption Moneyが未払いであることを記載した訂正後のタックス・アムネ스티承認書(Surat Keterangan Pengampunan Pajak、以下「SKPP」)を公布する。

国税総局長官が、追加純資産の増加は納税者が実際に適用したRedemption Money徴収率が低すぎたことに起因すると判断した場合に、「追加」純資産が発生したとみなされることに注意が必要です。

例えば、国税総局長官が訂正SKPPを発行し、Redemption Money徴収率を仮に0.5%から2%に引き上げた場合、SKPP上では同様の未申告資産の増加があったものとみなされます(即ち、この場合では4倍の増加)。

未申告資産に関連するすべてのシナリオにおいて、「追加」純資産はタックス・アムネ스티適用前の会計年度末において依然として納税者により所有されているものとして取り扱われます。源泉分離課税(final income tax)納付額には200%のペナルティが課されます。

タックス・アムネ스티・プログラムに参加していない納税者について

このシナリオでは、納税者のうちSPHPPを提出していないが、納税者が1985年1月1日から2015年12月31日の期間にかけて取得した「追加」純資産に関連する情報を国税総局長官が2019年までに入手する場合を記載します。

このケースでは、「追加」純資産はタックス・アムネ스티適用(一般的に、2015年12月31日)前の直前の会計年度末において依然として納税者により所有されており、且つ税務調査指示書の発行前の直近のAITRで未申告であるものとして取り扱われます。

税率

当該税金は、所得税法第4条2項に従い課税され、源泉分離課税(final income tax)となります。実際の未払税額は、以下の関連する税率に「所得税課税ベース」を乗じて算出されます。

- a) 法人: 25%
- b) 個人: 30%
- c) 「特定」のその他納税者: 12.5%(当該納税者の定義は以下の通り)
- タックス・アムネ스티適用前の会計年度における事業および/またはフリーランス業務からの総所得金額が48億ルピア以下の納税者または、
 - タックス・アムネ스티適用前の会計年度における上記i)に掲げるもの以外からの総所得(即ち、その他の所得)金額が6億3200万ルピア以下の納税者または、
 - タックス・アムネ스티適用前の会計年度における事業、フリーランス業務またはその他の所得からの総所得金額が全体で48億ルピア以下で、このうちその他所得による金額が6億3200万ルピア以下の納税者

さらに、総所得金額を証明するために以下の文書のうちひとつを提出しなければなりません。

i) タックス・アムネ스티・プログラムに参加した「特定」納税者:

- A. タックス・アムネ스티適用前の直近のAITR、または
- B. SPHPPに添付される総売上額の明細書、または
- C. 総売上額に関する明細書*

ii) タックス・アムネ스티・プログラムに参加していない納税者:

- A. タックス・アムネ스티適用前、並びにGR-36で規定されるみなし所得査定用の税務調査指示書発行前の会計年度における所得税に係る税額査定書/決定書、または
- B. タックス・アムネ스티適用前会計年度において税額査定書が発行されていない場合、タックス・アムネ스티適用の直前に提出されたAITR、または
- C. 総売上額に関する明細書*

*国税総局側でその他のいかなる情報も利用できない場合のみ受理される。

純資産の価値

タックス・アムネ스티適用の直前の会計年度末における純資産の価値は以下の項目にもとづきます。

- a) 現金価額: 名目価額
- b) 非現金価額: 国税総局が実施するバリュエーションに従う

課税ベースが発生する年度

課税ベース並びにそれに伴う源泉分離課税 (final income tax) の未払債務は以下の通りに発生します。

- a) 上記のタックス・アムネ스티・プログラム・シナリオ A) にて概説する追加純資産: 2016会計年度末
- b) 上記のタックス・アムネ스티・プログラム・シナリオ B.b) にて概説する純資産: 関連SKPPの訂正に従った調整通知の発行時点
- c) その他のケース:- GR-36で規定するみなし所得を査定するための税務調査指示書の発行時点

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hisni Jesica

hisni.jesica@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana

mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Raemon Utama

raemon.utama@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sujadi Lee

sujadi.lee@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](#)



[@PwC Indonesia](#)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.